

冲学協発第 18 号
2016 年 9 月 1 日

各所属長 様
学校長 様

沖縄県学校生活協同組合
理事長 山本 隆司
(公印省略)

「かんぽ生命保険」の団体取扱いについて（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、学校生協の諸事業に対し、ご理解・ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、学校生協はこの度、「かんぽ生命保険(2007 年 10 月以降の契約)」の団体取扱いができることになり、教職員の皆様（学校生協組合員様）からのご要望にお応えできることになりました。（現在学校生協組合員でない先生は、1 口 2 千円の出資で組合員となれます。出資金は、脱退される場合はお返りする「預り金」です。）

団体に加入すれば、保険料は毎月給与引去りとなり(控除手続が必要となります)、払込の手間がなくなります。また、口座残高不足による予期せぬ失効を防ぐことができます。

さらに、団体割引が適用されるので、他の払込方法より保険料が割引になるなどのメリットがあります。

学校生協では、今後、ホームページ等で「かんぽ生命保険の団体取扱い」についてのご案内をする予定となっています。

そこで、当学校生協では、貴学校区域の郵便局に対し、団体取扱いのお知らせ活動をするよう依頼いたしました。

大変お忙しい中、恐縮ではございますが郵便局から担当者が訪問しました際には、ご対応方よろしくお願い申し上げます。